

## 4. 介護保険分野へのマイナンバーの導入《参考資料》

### 【4-①：関係法令】

#### ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）抄

##### (利用範囲)

第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者(法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第三項において同じ。)は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2～5 (略)

##### (特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

二～六 (略)

七 別表第二の第一欄に掲げる者(法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。)が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者(法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。)に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報(情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

八～十四 (略)

##### 別表第一 (第九条関係)

六十八 市町村長	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
-------------	---

別表第二 (第十九条、第二十一条関係)

情報照会	事 務	情報提供者	特定個人情報
九十三 市町村長	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
九十四 市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等 市町村長 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
九十五 厚生労働大臣又は共済組合等	介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む)、第百三十八条第一項又は第百四十二条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であつて主務省令で定めるもの

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省

令で定める事務を定める命令（平成二十六年九月十日 内閣府 令第五号）抄  
総務省

第五十条 法別表第一の六十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
  - 二 介護保険法による被保険者証又は認定証に関する事務（前号及び次号に掲げるものを除く。）
  - 三 介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する事務
  - 四 介護保険法第二十七条第一項の要介護認定、同法第二十八条第二項の要介護更新認定若しくは同法第二十九条第一項の要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
  - 五 介護保険法第三十二条第一項の要支援認定、同法第三十三条第二項の要支援更新認定若しくは同法第三十三条の二第一項の要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
  - 六 介護保険法第三十七条第二項の介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
  - 七 介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例若しくは同法第六十条の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
  - 八 介護保険法第六十六条の保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務
  - 九 介護保険法第六十七条又は第六十八条の保険給付の支払の一時差止めに関する事務
  - 十 介護保険法第六十九条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務
  - 十一 介護保険法第百二十九条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務
- 2 前項第二号、第三号（介護保険法第十八条第二号の予防給付に係る部分を除く。）、第六号、第七号（同法第六十条の介護予防サービス費等の額の特例に係る部分を除く。）及び第八号から第十号までの規定は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設に係る同法による保険給付の支給に関する事務について準用する。この場合において、これらの規定中「介護保険法」とあるのは、「健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法」と読み替えるものとする。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省  
令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日 内閣府 令第七号）抄  
總務省

第四十六条 法別表第二の九十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 介護保険法第十二条第三項の被保険者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務（第二号被保険者（同法第九条第二号の第二号被保険者をいう。以下この条において同じ。）に係るものに限る。）当該申請を行う者に係る医療保険加入者（同法第七条第八項の医療保険加入者をいう。以下この項において同じ。）の資格に関する情報
  - 二 介護保険法第二十七条第一項の要介護認定、同法第二十八条第二項の要介護更新認定又は同法第二十九条第一項の要介護状態区分の変更の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務（第二号被保険者に係るものに限る。）当該申請を行う者に係る医療保険加入者の資格に関する情報
  - 三 介護保険法第三十二条第一項の要支援認定、同法第三十三条第二項の要支援更新認定又は同法第三十三条の二第一項の要支援状態区分の変更の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務（第二号被保険者に係るものに限る。）当該申請を行う者に係る医療保険加入者の資格に関する情報
  - 四 介護保険法第三十七条第二項の介護給付等対象サービスの種類の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務（第二号被保険者に係るものに限る。）当該申請を行う者に係る医療保険加入者の資格に関する情報
  - 五 介護保険法第六十八条の保険給付の支払の一時差止めに関する事務 当該一時差止めに係る第二号被保険者に係る未納医療保険料等（同法第六十八条第一項の未納医療保険料等をいう。第八号において同じ。）に関する情報
  - 六 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十七条第一項の被保険者証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務（第二号被保険者に係るものに限る。）当該申請を行う者に係る医療保険加入者の資格に関する情報
  - 七 介護保険法施行規則第三十二条の被保険者資格の喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務（第二号被保険者に係るものに限る。）当該届出を行う者に係る医療保険加入者の資格に関する情報
  - 八 介護保険法施行規則第八十三条の六の市町村の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務（第二号被保険者に係るものに限る。）当該申請を行う者に係る未納医療保険料等に関する情報
- 2 前項第四号、第五号及び第八号の規定は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第八条第二十六項の介護療養型医療施設に係る同法による保険給付の支給に関する事務について準用する。この場合において、前項第四

号及び第五号中「介護保険法」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法」と、前項第八号中「介護保険法施行規則」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則」と読み替えるものとする。

第四十七条 法別表第二の九十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 介護保険法第三十六条の要介護認定又は要支援認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る他の市町村による要介護認定(同法第十九条第一項の要介護認定をいう。)又は要支援認定(同条第二項の要支援認定をいう。)に関する情報
- 二 介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
  - イ 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
  - ロ 当該申請を行う者又は当該者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報
  - ハ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
- 三 介護保険法第五十一条第一項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
  - イ 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
  - ロ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
  - ハ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
- 四 介護保険法第六十条の介護予防サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
  - イ 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
  - ロ 当該申請を行う者又は当該者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報
  - ハ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
- 五 介護保険法第六十一条第一項の高額介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
  - イ 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
  - ロ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
  - ハ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
- 六 介護保険法第百二十九条第二項の保険料の賦課に関する事務 次に掲げる情報

- イ 当該保険料を課せられる被保険者（以下この号において「賦課被保険者」という。）に係る生活保護実施関係情報
  - ロ 賦課被保険者又は当該賦課被保険者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
  - ハ 賦課被保険者又は当該賦課被保険者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
- ニ 賦課被保険者に係る介護保険法第十三条第一項の住所地特例対象施設への入所又は入居に関する情報
- 七 介護保険法第百四十二条の保険料の減免又は徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
- イ 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
  - ロ 当該保険料の減免の申請を行う者又は当該者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報
  - ハ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
- 八 介護保険法施行規則第二十七条第一項の被保険者証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
- イ 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
  - ロ 当該申請を行う者に係る介護保険法第十三条第一項の住所地特例対象施設への入所又は入居に関する情報
- 九 介護保険法施行規則第三十二条の規定による被保険者資格の喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
- イ 当該届出を行う者に係る生活保護実施関係情報
  - ロ 当該届出を行う者に係る介護保険法第十三条第一項の住所地特例対象施設への入所又は入居に関する情報
- 十 介護保険法施行規則第八十三条の六（同令第九十七条の四において準用する場合を含む。）の市町村の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
- イ 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
  - ロ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
  - ハ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
- 十一 介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第三項の施設介護サービス費又は同条第五項の特定入所者介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
- イ 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
  - ロ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
  - ハ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
- 2 前項第二号、第三号及び第十号の規定は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年

法律第八十三条)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第八条第二十六項の介護療養型医療施設に係る同法による保険給付の支給に関する事務について準用する。この場合において、前項第二号及び第三号中「介護保険法」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法」と、前項第十号中「介護保険法施行規則」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則」と読み替えるものとする。

## 【4-②】個人番号を利用することができる手続きの一覧（様式1）

※この一覧表はあくまで現時点版であり、今後の調整等により内容は変わることがあります。

① 管理番号	番号	郵便番号	所在地名	住所（実際上（別表第1）	④ 事務局番号	⑤ 基本登録番号（別表第1下欄）	⑥ 法律規制等の名	政令	省令	告示・通則 第1条 第2項	別紙 別表第2項 第1項 番	別紙 別表第2項 第2項 番	別紙 別表第2項 第3項 番	⑩ 依頼者登録情報		⑪ 必要とする書類等	⑫ 手続上の手續 類	⑬ 申込の年数 （1年分の年数）	⑭ 必要となる具体的な情報 （主体）	⑮ 支給料金	⑯ 請求書類提出時の 支給料金	
														⑦ 别紙 别表第2項 第4項 番	⑧ 别紙 别表第2項 第5項 番							
厚-老-110	68-1	68	50	2市町村長	-	介護保険法 平成九年法律第百二十三号による保険給付の支給、被扶養者の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法 第百二号被保険者との被保険料の徴収に関する規則	介護保険法施行規則 第66条 第1項	○	×							〇 介護保険法施行規則 第21条被保険者にかかる保証書の提出による保証書の交付の受取の確認	○ 全国健康保険協会連合会、日本私立学校振興会、日本法人会、共済團体、地方公団、国家公团、医療機関連合会、市町村公団、国民健康保険連合会、長期高齢者医療制度運営会議	平成29年7月	x	x	
厚-老-25	68-2	68	50	2市町村長	-	介護保険法 平成九年法律第百二十三号による保険給付の支給、被扶養者の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法 第22条第3項	介護保険法施行規則 第66条 第3項	○	×							〇 介護保険法施行規則 第22条被保険者の被保険料の徴収に関する規則	〇 全国健康保険協会連合会、日本私立学校振興会、日本法人会、共済團体、地方公団、国家公团、医療機関連合会、市町村公団、国民健康保険連合会、长期高齢者医療制度運営会議	平成29年7月	x	x	
厚-老-26	68-3	68	50	2市町村長	-	介護保険法 平成九年法律第百二十三号による保険給付の支給、被扶養者の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法 第23条	介護保険法施行規則 第66条 第2項	○	×							〇 介護保険法施行規則 第23条被保険者の被保険料の徴収に関する規則	〇 全国健康保険協会連合会、日本私立学校振興会、日本法人会、共済團体、地方公団、国家公团、医療機関連合会、市町村公団、国民健康保険連合会、长期高齢者医療制度運営会議	平成29年7月	x	x	
厚-老-188	68-4	68	50	2市町村長	-	介護保険法 平成九年法律第百二十三号による保険給付の支給、被扶養者の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法 第24条	介護保険法施行規則 第66条 第3項	○	×							〇 介護保険法施行規則 第24条被保険者の被保険料の徴収に関する規則	〇 全国健康保険協会連合会、日本私立学校振興会、日本法人会、共済團体、地方公団、国家公团、医療機関連合会、市町村公団、国民健康保険連合会、长期高齢者医療制度運営会議	平成29年7月	x	x	
厚-老-27	68-5	68	50	2市町村長	-	介護保険法 平成九年法律第百二十三号による保険給付の支給、被扶養者の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法 第25条	介護保険法施行規則 第66条 第4項	○	×							〇 介護保険法施行規則 第25条被保険者の被保険料の徴収に関する規則	〇 全国健康保険協会連合会、日本私立学校振興会、日本法人会、共済團体、地方公団、国家公团、医療機関連合会、市町村公団、国民健康保険連合会、长期高齢者医療制度運営会議	平成29年7月	x	x	
厚-老-111	68-6	68	50	1市町村長	-	介護保険法 平成九年法律第百二十三号による保険給付の支給、被扶養者の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法 第26条	介護保険法施行規則 第66条 第5項	○	×							〇 介護保険法施行規則 第26条被保険者の被保険料の徴収に関する規則	〇 全国健康保険協会連合会、日本私立学校振興会、日本法人会、共済團体、地方公団、国家公团、医療機関連合会、市町村公団、国民健康保険連合会、长期高齢者医療制度運営会議	平成29年7月	x	x	
厚-老-28	68-7	68	50	1市町村長	-	介護保険法 平成九年法律第百二十三号による保険給付の支給、被扶養者の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法 第27条	介護保険法施行規則 第66条 第6項	○	×							〇 介護保険法施行規則 第27条被保険者の被保険料の徴収に関する規則	〇 全国健康保険協会連合会、日本私立学校振興会、日本法人会、共済團体、地方公団、国家公团、医療機関連合会、市町村公団、国民健康保険連合会、长期高齢者医療制度運営会議	平成29年7月	x	x	
厚-老-29	68-8	68	50	1市町村長	-	介護保険法 平成九年法律第百二十三号による保険給付の支給、被扶養者の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法 第28条	介護保険法施行規則 第66条 第7項	○	×							〇 介護保険法施行規則 第28条被保険者の被保険料の徴収に関する規則	〇 全国健康保険協会連合会、日本私立学校振興会、日本法人会、共済團体、地方公団、国家公团、医療機関連合会、市町村公団、国民健康保険連合会、长期高齢者医療制度運営会議	平成29年7月	x	x	











① 新審 理審 査 等 の項 番 号	② 別表 第1号 主本 (別表上 の主本)	③ 別表 第2号 主本 (別表下 の主本)	④ ⑤ 主本 事務 者 名 別表第 1号 主本 (別表上 の主本)	⑥ ⑦ 主本 手帳 別表第 1号 主本 (別表下 の主本)	⑧ ⑨ 主本 手帳 別表第 2号 主本 (別表下 の主本)	⑩ ⑪ 主本 手帳 別表第 2号 主本 (別表下 の主本)	⑫ ⑬ 主本 手帳 別表第 2号 主本 (別表下 の主本)	⑭ ⑮ 主本 手帳 別表第 2号 主本 (別表下 の主本)
厚-老 -247	68 50 11 市町村長	—	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険料の支給地被扶養事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	調整交付金の算定	介護保険法 第122条 第2項、介護保険令第38条第1項	介護保険法 第122条 第2項、介護保険令第38条第1項	介護保険法 第122条 第2項、介護保険令第38条第1項	介護保険法 第122条 第2項、介護保険令第38条第1項
厚-老 -48	68 50 11 市町村長	—	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険料の支給地被扶養事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	調整交付金の算定	介護保険法 第122条 第51条第1項	介護保険法 第122条 第51条第1項	介護保険法 第122条 第51条第1項	介護保険法 第122条 第51条第1項
厚-老 -68 -78	68 50 3 市町村長	—	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険料の支給地被扶養事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	高額介護サービス費 高額介護サービス要件確認	介護保険法 第122条 第51条第1項	介護保険法 第122条 第51条第1項	介護保険法 第122条 第51条第1項	介護保険法 第122条 第51条第1項
厚-老 -63 -73	68 50 3 市町村長	—	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険料の支給地被扶養事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	高額介護サービス費 高額介護サービス要件確認	介護保険法 第122条 第51条第1項	介護保険法 第122条 第51条第1項	介護保険法 第122条 第51条第1項	介護保険法 第122条 第51条第1項
厚-老 -68 -74	68 50 3 市町村長	—	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険料の支給地被扶養事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	高額介護サービス費 高額介護サービス要件確認	介護保険法 第122条 第51条第1項	介護保険法 第122条 第51条第1項	介護保険法 第122条 第51条第1項	介護保険法 第122条 第51条第1項
厚-老 -207	68 50 3 市町村長	—	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険料の支給地被扶養事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	高額介護サービス費 高額介護サービス要件確認	介護保険法 第122条 第51条第1項	介護保険法 第122条 第51条第1項	介護保険法 第122条 第51条第1項	介護保険法 第122条 第51条第1項
厚-老 -65 -76	68 50 3 市町村長	—	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険料の支給地被扶養事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	高額介護サービス費 高額介護サービス要件確認	介護保険法 第122条 第51条第1項	介護保険法 第122条 第51条第1項	介護保険法 第122条 第51条第1項	介護保険法 第122条 第51条第1項
厚-老 -66	68 50 3 市町村長	—	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険料の支給地被扶養事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	高額介護サービス費 高額介護サービス要件確認	介護保険法 第122条 第51条第1項	介護保険法 第122条 第51条第1項	介護保険法 第122条 第51条第1項	介護保険法 第122条 第51条第1項
厚-老 -69 -79	68 50 3 市町村長	—	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険料の支給地被扶養事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	高額介護サービス費 高額介護サービス要件確認	介護保険法 第122条 第51条第1項	介護保険法 第122条 第51条第1項	介護保険法 第122条 第51条第1項	介護保険法 第122条 第51条第1項
厚-老 -145	68 65 3 市町村長	—	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険料の支給地被扶養事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	高額介護サービス費 高額介護サービス要件確認	介護保険法 第122条 第51条第1項	介護保険法 第122条 第51条第1項	介護保険法 第122条 第51条第1項	介護保険法 第122条 第51条第1項



① 新規 管理 登録 番号 別表1 主務 事務 登録番号 名会 議番 号	② 别表1 主務 事務 (実際上 の主体) (別表1下欄)	③ 别表1 主務 事務 (別表1上欄)	④ 别表1 主務 事務 第1 条第1 項第1 項の要 求事項	⑤ 别表1 主務 事務 第1 条第2 項の要 求事項	⑥ 别表1 主務 事務 第1 条第3 項の要 求事項	⑦ 别表1 主務 事務 第1 条第4 項の要 求事項	⑧ 别表1 主務 事務 第1 条第5 項の要 求事項	⑨ 别表1 主務 事務 第1 条第6 項の要 求事項	⑩ 别表1 主務 事務 第1 条第7 項の要 求事項	⑪ 别表1 主務 事務 第1 条第8 項の要 求事項	⑫ 别表1 主務 事務 第1 条第9 項の要 求事項	⑬ 别表1 主務 事務 第1 条第10 項の要 求事項	⑭ 别表1 主務 事務 第1 条第11 項の要 求事項			
厚一老- -147	68- 91	68	50	3	市町村長	-	介護保険法(平成九年法律第百 二十三号)による保険金の支給又は保 険料の徴収に關する事務であつ て主務省令で定めるもの)	介護保険算定額の支給予 防サービス費の自己負担額の支 付申請書件に申請書受 理	介護保険 法施行規 第61条の2 第29条の3 第2項	介護保険 法施行規 第61条の2 第29条の3 第2項	○	x	○	○	○通知様式に個人番 号を追加	①個人番号の利用にあ る旨の申告の通 り手帳第2表 新規第2表 審査
厚一老- -148	68- 92	68	50	3	市町村長	-	介護保険法(平成九年法律第百 二十三号)による保険金の支給又は保 険料の徴収に關する事務であつ て主務省令で定めるもの)	高齢医療会算介護予 防サービス費の自己 負担額の支給	介護保険 法施行規 第61条の2 第29条の3 第2項	介護保険 法施行規 第61条の2 第29条の3 第2項	○	x	○	○通知様式に個人番 号を追加	①個人番号の利用にあ る旨の申告の通 り手帳第2表 新規第2表 審査	
厚一老- -149	68- 93	68	50	3	市町村長	-	介護保険法(平成九年法律第百 二十三号)による保険金の支給又は保 険料の徴収に關する事務であつ て主務省令で定めるもの)	高齢医療会算介護予 防サービス費の自己 負担額の支給	介護保険 法施行規 第61条の2 第29条の3 第2項	介護保険 法施行規 第61条の2 第29条の3 第2項	○	x	○	○通知様式に個人番 号を追加	①個人番号の利用にあ る旨の申告の通 り手帳第2表 新規第2表 審査	
厚一老- -150	68- 94	68	50	3	市町村長	-	介護保険法(平成九年法律第百 二十三号)による保険金の支給又は保 険料の徴収に關する事務であつ て主務省令で定めるもの)	高齢医療会算介護予 防サービス費の支給 通知	介護保険 法施行規 第61条の2 第29条の3 第2項	介護保険 法施行規 第61条の2 第29条の3 第2項	○	x	○	○通知様式に個人番 号を追加	①個人番号の利用にあ る旨の申告の通 り手帳第2表 新規第2表 審査	
厚一老- -70	68- 95	68	50	3	市町村長	-	介護保険法(平成九年法律第百 二十三号)による保険金の支給又は保 険料の徴収に關する事務であつ て主務省令で定めるもの)	高齢医療会算介護予 防サービス費の支給 通知	介護保険 法施行規 第61条の2 第29条の3 第2項	介護保険 法施行規 第61条の2 第29条の3 第2項	○	x	○	○通知様式に個人番 号を追加	①個人番号の利用にあ る旨の申告の通 り手帳第2表 新規第2表 審査	
厚一老- -71	68- 96	68	50	3	市町村長	-	介護保険法(平成九年法律第百 二十三号)による保険金の支給又は保 険料の徴収に關する事務であつ て主務省令で定めるもの)	特定期入所者介護サー ビス費の支給申請受 理	介護保険 法施行規 第51条の3第 9項及び第9 項	介護保険 法施行規 第51条の3第 9項及び第9 項	○	x	○	○通知様式に個人番 号を追加	①個人番号の利用にあ る旨の申告の通 り手帳第2表 新規第2表 審査	
厚一老- -72	68- 97	68	50	3	市町村長	-	介護保険法(平成九年法律第百 二十三号)による保険金の支給又は保 険料の徴収に關する事務であつ て主務省令で定めるもの)	特定期入所者介護サー ビス費の支給申請受 理	介護保険 法施行規 第51条の3第 9項	介護保険 法施行規 第51条の3第 9項	○	x	○	○通知様式に個人番 号を追加	①個人番号の利用にあ る旨の申告の通 り手帳第2表 新規第2表 審査	
厚一老- -73	68- 98	68	50	3	市町村長	-	介護保険法(平成九年法律第百 二十三号)による保険金の支給又は保 険料の徴収に關する事務であつ て主務省令で定めるもの)	特定期入所者介護サー ビス費の支給	介護保険 法施行規 第51条の3第 9項	介護保険 法施行規 第51条の3第 9項	○	x	○	○通知様式に個人番 号を追加	①個人番号の利用にあ る旨の申告の通 り手帳第2表 新規第2表 審査	















新規 管理制度 番号	① 別表1号 主件 別表1号 (注記第1下欄)  主件 (注記第1上欄)	④ 被保 険者 登録 番号 (主件)	⑤ 事務 登録 番号 (主件)	⑥ 具体的な手續 行	⑦ 具体的な手續 行	⑧ 改令 の手續 行	⑨ 届出 登録 番号 (主件)	⑩ 届出 登録 番号 (主件)	⑪ 届出 登録 番号 (主件)		⑫ 届出 登録 番号 (主件)	⑬ 届出 登録 番号 (主件)	⑭ 届出 登録 番号 (主件)	⑮ 届出 登録 番号 (主件)	⑯ 届出 登録 番号 (主件)	⑰ 届出 登録 番号 (主件)	⑱ 届出 登録 番号 (主件)	⑲ 届出 登録 番号 (主件)	⑳ 届出 登録 番号 (主件)
									④ 改令 の手續 行	⑤ 届出 登録 番号 (主件)									
厚一老 -94 140	68 50	3市町村長	-	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地元支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて、主務省令で定めるもの	旧措置入所者に対する施設介護サービスマネジメント申請受理	月17日生 月8日老介 示第409号 法基規則第172条 第13項、第 3項	介護保険法 施行法第13 条第1項、第 3項	月17日主 月8日老介 示第409号 法基規則第172条 第13項、第 3項	○	×	月17日主 月8日老介 示第409号 法基規則第172条 第13項、第 3項	○	○	94	1	生活保護開設情報 市町村長	都道府県知 道府県知 事務等	申請時点(最大過去 2年)	×
厚一老 -85 141	68 50	3市町村長	-	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地元支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて、主務省令で定めるもの	旧措置入所者に対する施設介護サービスマネジメント申請受理	月17日生 月8日老介 示第409号 法基規則第172条 第13項、第 3項	介護保険法 施行法第13 条第1項、第 3項	月17日主 月8日老介 示第409号 法基規則第172条 第13項、第 3項	○	○	月17日主 月8日老介 示第409号 法基規則第172条 第13項、第 3項	○	○	94	1	生活保護開設情報 市町村長	都道府県知 道府県知 事務等	申請時点(最大過去 2年)	×
厚一老 -96 142	68 50	3市町村長	-	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地元支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて、主務省令で定めるもの	旧措置入所者に対する施設介護サービスマネジメント申請受理	月17日生 月8日老介 示第409号 法基規則第172条 第13項、第 3項	介護保険法 施行法第13 条第1項、第 3項	月17日主 月8日老介 示第409号 法基規則第172条 第13項、第 3項	○	○	月17日主 月8日老介 示第409号 法基規則第172条 第13項、第 3項	○	○	94	2	地方税関係情報 市町村長	市町村長 市区町村 市町村長	市町村民税課税状 況(申請日の属する 年度分～前々年度 合計課税金額申請 日の属する年の前 年～前々年) 市町村民税課税狀 況	×
厚一老 -218 143	68 50	3市町村長	-	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地元支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて、主務省令で定めるもの	旧措置入所者に対する施設介護サービスマネジメント申請受理	月17日生 月8日老介 示第409号 法基規則第172条 第13項、第 3項	介護保険法 施行法第13 条第1項、第 3項	月17日主 月8日老介 示第409号 法基規則第172条 第13項、第 3項	○	○	月17日主 月8日老介 示第409号 法基規則第172条 第13項、第 3項	○	○	94	2	地方税関係情報 市町村長	市町村長 市区町村 市町村長	市町村民税課税狀 況(申請日の属する 年度分～前々年度 合計課税金額申請 日の属する年の前 年～前々年) 市町村民税課税狀 況	×
厚一老 -87 144	68 50	3市町村長	-	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地元支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて、主務省令で定めるもの	旧措置入所者に対する施設介護サービスマネジメント申請受理	月17日生 月8日老介 示第409号 法基規則第172条 第13項、第 3項	介護保険法 施行法第13 条第1項、第 3項	月17日主 月8日老介 示第409号 法基規則第172条 第13項、第 3項	○	○	月17日主 月8日老介 示第409号 法基規則第172条 第13項、第 3項	○	○	94	2	住民票関係情報 市町村長	市町村長 市区町村 市町村長	市町村民税課税狀 況(申請日の属する 年度分～前々年度 合計課税金額申請 日の属する年の前 年～前々年) 市町村民税課税狀 況	×
厚一老 -98 145	68 50	3市町村長	-	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地元支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて、主務省令で定めるもの	旧措置入所者に対する施設介護サービスマネジメント申請受理	月17日生 月8日老介 示第409号 法基規則第172条 第13項、第 3項	介護保険法 施行法第13 条第1項、第 3項	月17日主 月8日老介 示第409号 法基規則第172条 第13項、第 3項	○	○	月17日主 月8日老介 示第409号 法基規則第172条 第13項、第 3項	○	○	94	3	年金給付関係情報 市町村長	市町村長 市区町村 市町村長	厚生労大 日本年金機 会社等 組合等 の変化の 受取届年変化情報	×
厚一老 -219 146	68 50	3市町村長	-	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地元支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて、主務省令で定めるもの	旧措置入所者に対する施設介護サービスマネジメント申請受理	月17日生 月8日老介 示第409号 法基規則第172条 第13項、第 3項	介護保険法 施行法第13 条第1項、第 3項	月17日主 月8日老介 示第409号 法基規則第172条 第13項、第 3項	○	○	月17日主 月8日老介 示第409号 法基規則第172条 第13項、第 3項	○	○	94	3	年金給付関係情報 市町村長	市町村長 市区町村 市町村長	市町村民税課税狀 況(申請日の属する 年度分～前々年度 合計課税金額申請 日の属する年の前 年～前々年) 市町村民税課税狀 況	×



新規 管理 番号	別添1 主本 (別添上 記載)	別添1 主本 (別添下 記載)	④ ⑤ 主本 事務 (別添第 1項)	⑥ 具体的な手續 の内容	⑦ (法規等 の名称 又は規制 等の内容)	⑧ ⑨ 別表 第1 第2 第3 の主 旨	⑩ 別表 第1 第2 第3 の主 旨	⑪ 別表 第1 第2 第3 の主 旨	⑫ 別表 第1 第2 第3 の主 旨	⑬ 別表 第1 第2 第3 の主 旨	⑭ 別表 第1 第2 第3 の主 旨	⑮ 別表 第1 第2 第3 の主 旨
厚-老 -29 68- 152	68 50	3 市町村長	—	介護保険法(平成九年法律第百 二二号)による保険料の支 給、他に支拂事業の実施又は保 険料の徴収に関する事務であつ て主務省令で定めるもの	旧被保険人所者に対する 特定期入所者介護 サービスの支給要 定通知	介護保険法 施行第13 条第5項	介護保険法 施行第13 条第5項	介護保険法 施行第13 条第5項	介護保険法 施行第13 条第5項	介護保険法 施行第13 条第5項	介護保険法 施行第13 条第5項	介護保険法 施行第13 条第5項
厚-老 -20 68- 153	68 50	3 市町村長	—	介護保険法(平成九年法律第百 二二号)による保険料の支 給、他に支拂事業の実施又は保 険料の徴収に関する事務であつ て主務省令で定めるもの	旧被保険人所者に対する 特定期入所者介護 サービスの支給要 定通知	介護保険法 施行第13 条第5項	介護保険法 施行第13 条第5項	介護保険法 施行第13 条第5項	介護保険法 施行第13 条第5項	介護保険法 施行第13 条第5項	介護保険法 施行第13 条第5項	介護保険法 施行第13 条第5項
厚-老 -101 68- 154	68 50	4 市町村長	—	介護保険法(平成九年法律第百 二二号)による保険料の支 給、他に支拂事業の実施又は保 険料の徴収に関する事務であつ て主務省令で定めるもの	要介護認定申請の受 理	介護保険法 第2条第1項	介護保険法 第2条第1項	介護保険法 第2条第1項	介護保険法 第2条第1項	介護保険法 第2条第1項	介護保険法 第2条第1項	介護保険法 第2条第1項
厚-老 -102 68- 155	68 50	4 市町村長	—	介護保険法(平成九年法律第百 二二号)による保険料の支 給、他に支拂事業の実施又は保 険料の徴収に関する事務であつ て主務省令で定めるもの	要介護認定の結果の 通知	介護保険法 第2条第7項 及び第9項	介護保険法 第2条第7項 及び第9項	介護保険法 第2条第7項 及び第9項	介護保険法 第2条第7項 及び第9項	介護保険法 第2条第7項 及び第9項	介護保険法 第2条第7項 及び第9項	介護保険法 第2条第7項 及び第9項
厚-老 -176 68- 156	68 50	4 市町村長	—	介護保険法(平成九年法律第百 二二号)による保険料の支 給、他に支拂事業の実施又は保 険料の徴収に関する事務であつ て主務省令で定めるもの	要介護認定申請の受 理	介護保険法 第32条第1項	介護保険法 第32条第1項	介護保険法 第32条第1項	介護保険法 第32条第1項	介護保険法 第32条第1項	介護保険法 第32条第1項	介護保険法 第32条第1項
厚-老 -177 68- 157	68 50	5 市町村長	—	介護保険法(平成九年法律第百 二二号)による保険料の支 給、他に支拂事業の実施又は保 険料の徴収に関する事務であつ て主務省令で定めるもの	要介護認定申請の受 理	○	○	○	○	○	○	○

① 厚生 管理 番号	新管 理番 号	別表 第1 表 上欄 の主体	別表 第2 表 下欄 の主体	④ ⑤ ⑥ ⑦ 具体的な手帳 事務 別表第1下欄	⑧ ⑨ ⑩ 具体的な手帳 事務 別表第2上欄	⑪ ⑫ ⑬ 具体的な手帳 事務 別表第2下欄	告示・通知 番号	届 出 主 の主 者 番 号	告示・通知 番号	届 出 主 の主 者 番 号	
厚-老-68-158-176	68-158	5 市町村長	—	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険料の支給、地場支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	要文掲記認定期における医療被保険者資格認定	介護保険法第36条第1項第32条第1項	介護保険法第36条第1項第32条第2項	○ ○ 93	区総保険給付関係情報	市町村長	×
厚-老-68-159	68-159	5 市町村長	—	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険料の支給、地場支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	要文掲記認定期の結果の要支拂額認定期の通知	介護保険法第36条第3項第43条第8項	介護保険法第36条第3項第43条第8項	○ ×	区総保険給付関係情報	市町村長	平成29年7月
厚-老-103-160	68-160	5 市町村長	—	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険料の支給、地場支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	要介護認定期認定の申請の受理	介護保険法第24条第1項	介護保険法第40条第6項第1項	○ ×	区総保険給付関係情報	市町村長	○
厚-老-68-161-104	68-161	50 4 市町村長	—	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険料の支給、地場支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	要介護認定期認定に於ける医療被保険者資格の確認	介護保険法第24条第2項	介護保険法第40条第4項第2項	○ ○ 93	医療保険給付関係情報	市町村長	平成29年7月
厚-老-162	68-162	50 4 市町村長	—	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険料の支給、地場支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	要介護認定期の結果の要支拂額の通知	介護保険法第22条第4項第7項によつて準用される第27条第7項	介護保険法第22条第4項第7項	○ ×	区総保険給付関係情報	市町村長	○
厚-老-181	68-181	50 5 市町村長	—	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険料の支給、地場支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	要支拂額認定期の申請の受理	介護保険法第33条第2項	介護保険法第51条第4項	○ ×	区総保険給付関係情報	市町村長	○
厚-老-182	68-182	50 5 市町村長	—	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険料の支給、地場支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	要支拂額認定期に於ける医療被保険者資格の確認	介護保険法第35条第2項	介護保険法第51条第4項	○ ○ 93	医療保険給付関係情報	市町村長	平成29年7月
厚-老-68-183	68-183	50 5 市町村長	—	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険料の支給、地場支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	要支拂額認定期の結果の通知	介護保険法第35条第4項	介護保険法第51条第4項	○ ×	区総保険給付関係情報	市町村長	○





○介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）抄（第〇条関係）

【番号利用法附則第一条第四号に定める日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改	正	案	現	行
---	---	---	---	---

（資格取得の届出等）

第二十三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に住所を有するに至つたため、又は法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けなくなつたため、第一号被保険者（法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）の資格を取得した者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 氏名、性別、生年月日、現住所、従前の住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）
- 二 （略）
- 三 世帯主である者についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名、性別、生年月日及び個人番号並びに世帯主との続柄

（資格取得の届出等）

第二十三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に住所を有するに至つたため、又は法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けなくなつたため、第一号被保険者（法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）の資格を取得した者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 氏名、性別、生年月日、現住所及び従前の住所

（住所地特例対象施設に入所又は入居中の者に関する届出）	第二十五条 被保険者が、法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至つたとき、又は同項の規定の適用を受けるに至つた際現に入所又は入居（以下この条において「入所等」という。）をしている住所地特例対象施設（法第十三条第一項に規定する住所地特例対象施設をいう。以下この条において同じ。）から継続して他の住所地特例対象施設に入所等をすることによりそれぞれの住所地特例対
-----------------------------	---

（住所地特例対象施設に入所又は入居中の者に関する届出）	第二十五条 被保険者が、法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至つたとき、又は同項の規定の適用を受けるに至つた際現に入所又は入居（以下この条において「入所等」という。）をしている住所地特例対象施設（法第十三条第一項に規定する住所地特例対象施設をいう。以下この条において同じ。）から継続して他の住所地特例対象施設に入所等をすることによりそれぞれの住所地特例対
-----------------------------	---

象施設の所在する場所に順次住所を変更（以下「継続住所変更」という。）したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該者に対し介護保険を行う市町村に提出しなければならない。

一 （略）

二 氏名、性別、現住所、従前の住所及び個人番号

三・四 （略）

五 世帯主である者についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名、性別、生年月日及び個人番号並びに世帯主との続柄

2 （略）

（被保険者証の交付）

第二十六条 （略）

2 第二号被保険者は、前項の規定により被保険者証の交付を受けようとするときは、氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

（被保険者証の交付）

第二十六条 （略）

2 第二号被保険者は、前項の規定により被保険者証の交付を受けようとするときは、氏名、性別、生年月日及び住所を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。この場合において、当該第二号被保険者は、医療保険各法による被保険者証（日雇特例被保険者手帳（健康保険印紙をはり付けるべき余白があるものに限る。）及び被扶養者証を含む。）、組合員証又は加入者証（以下「医療保険被保険者証等」という。）を提示するものとする。

3 前項の場合において、当該第二号被保険者は、医療保険各法による被保険者証（日雇特例被保険者手帳（健康保険印紙をはり付けるべき余白があるものに限る。）及び被扶養者証を含む。）、組合員証又は加入者証（以下「医療保険被保険者証等」という。）を提示するものとする。ただし、市町村が当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

（被保険者証の再交付及び返還）

（被保険者証の再交付及び返還）

第二十七条 被保険者証の交付を受けている者は、当該被保険者証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。

一 氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号

二 (略)

2・3 (略)

(氏名変更の届出)

第二十九条 被保険者証交付済被保険者の氏名に変更があつたときは、当該被保険者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

一 (略)

二 個人番号

三 (略)

(住所変更の届出)

第三十条 被保険者証交付済被保険者が、市町村の区域内においてその住所を変更したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 個人番号

四 (略)

五 世帯主となる場合はその旨、世帯主とならない場合は世帯主の氏名、性別、生年月日、個人番号及び世帯主との続柄

(世帯変更の届出)

第三十一条 第二十三条、第二十五条第一項及び前条の場合を除くほか、その属する世帯又はその属する世帯の世帯主に変更があつた第一号

第二十九条 被保険者証交付済被保険者の氏名に変更があつたときは、当該被保険者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二 (略)

2・3 (略)

(氏名変更の届出)

第二十九条 被保険者証交付済被保険者の氏名に変更があつたときは、当該被保険者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

一 (略)

二 (新設)

第三十条 被保険者証交付済被保険者が、市町村の区域内においてその住所を変更したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 (新設)

四 (略)

五 世帯主となる場合はその旨、世帯主とならない場合は世帯主の氏名、性別、生年月日及び世帯主との続柄

(世帯変更の届出)

第三十一条 第二十三条、第二十五条第一項及び前条の場合を除くほか、その属する世帯又はその属する世帯の世帯主に変更があつた第一号

被保険者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 個人番号

(略)

五 変更後の世帯において世帯主となる場合はその旨、世帯主とならない場合は変更後の世帯主の氏名、性別、生年月日、個人番号及び世帯主との続柄

第三十二条 被保険者証交付済被保険者は、被保険者の資格を喪失したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

一・三 (略)

四 個人番号

(略)

(資格喪失の届出)  
(要介護認定の申請等)

第三十五条 法第二十七条第一項の規定により要介護認定（法第十九条

第一項に規定する要介護認定をいう。以下同じ。）を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。ただし、当該被保険者が、第二十六条第一項の規定により被保険者証の交付を受けた第二号被保險者以外の第二号被保険者（以下「被保険者証未交付第二号被保険者」という。）であるときは、当該申請書に被保険者証を添付することを要しない。

一 氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号

二・四 (略)

三 (新設)  
(略)

四 変更後の世帯において世帯主となる場合はその旨、世帯主とならない場合は変更後の世帯主の氏名、性別、生年月日及び世帯主との続柄

第三十二条 被保険者証交付済被保険者は、被保険者の資格を喪失したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

一・三 (略)

四 (新設)  
(略)

(資格喪失の届出)  
(要介護認定の申請等)

第三十五条 法第二十七条第一項の規定により要介護認定（法第十九条

第一項に規定する要介護認定をいう。以下同じ。）を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。ただし、当該被保険者が、第二十六条第一項の規定により被保険者証の交付を受けた第二号被保險者以外の第二号被保険者（以下「被保険者証未交付第二号被保険者」という。）であるときは、当該申請書に被保険者証を添付することを要しない。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二・四 (略)

2 前項の申請に係る被保険者が第二号被保険者であるときは、当該被保険者は、当該申請を医療保険被保険者証等を提示して行うものとする。ただし、市町村が当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によつて確認することができるときは、この限りでない。

3～6 (略)

(要介護更新認定の申請等)

第四十条 法第二十八条第二項の規定により要介護更新認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。

一 当該申請に係る被保険者の氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号

二～四 (略)

2 前項の申請に係る被保険者が第二号被保険者であるときは、当該被保険者は、当該申請を医療保険被保険者証等を提示して行うものとする。ただし、市町村が当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によつて確認することができるときは、この限りでない。

3～5 (略)

(要介護状態区分の変更の認定の申請等)

第四十二条 法第二十九条第一項の規定により要介護状態区分の変更の認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。

一 氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号

二～五 (略)

2 前項の申請に係る被保険者が第二号被保険者であるときは、当該被保険者は、当該申請を医療保険被保険者証等を提示して行うものとする。ただし、市町村が当該第二号被保険者が医療保険加入者であるこ

2 前項の申請に係る被保険者が第二号被保険者であるときは、当該被保険者は、当該申請を医療保険被保険者証等を提示して行うものとする。

3～6 (略)

(要介護更新認定の申請等)

第四十条 法第二十八条第二項の規定により要介護更新認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。

一 当該申請に係る被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所

二～四 (略)

2 前項の申請に係る被保険者が第二号被保険者であるときは、当該被保険者は、当該申請を医療保険被保険者証等を提示して行うものとする。

3～5 (略)

(要介護状態区分の変更の認定の申請等)

第四十二条 法第二十九条第一項の規定により要介護状態区分の変更の認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二～五 (略)

2 前項の申請に係る被保険者が第二号被保険者であるときは、当該被保険者は、当該申請を医療保険被保険者証等を提示して行うものとする。

とを公簿等によつて確認することができるときは、この限りでない。

3・4 (略)

(要支援認定の申請等)

第四十九条 法第三十二条第一項の規定により要支援認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。ただし、当該被保険者が、被保険者証未交付第二号被保険者であるときは、当該申請書に被保険者証を添付することを要しない。

一 氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号

二・三 (略)

2 前項の申請に係る被保険者が第二号被保険者であるときは、当該被保険者は、当該申請を医療保険被保険者証等を提示して行うものとする。ただし、市町村が当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によつて確認することができるときは、この限りでない。

3・6 (略)

(要支援更新認定の申請等)

第五十四条 法第三十三条第二項の規定により要支援更新認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。

一 氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号

二・四 (略)

2 前項の申請に係る被保険者が第二号被保険者であるときは、当該被保険者は、当該申請を医療保険被保険者証等を提示して行うものとする。ただし、市町村が当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によつて確認することができるときは、この限りでない。

3・4 (略)

3・4 (略)

(要支援認定の申請等)

第四十九条 法第三十二条第一項の規定により要支援認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。ただし、当該被保険者が、被保険者証未交付第二号被保険者であるときは、当該申請書に被保険者証を添付することを要しない。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二・三 (略)

2 前項の申請に係る被保険者が第二号被保険者であるときは、当該被保険者は、当該申請を医療保険被保険者証等を提示して行うものとする。

3・6 (略)

(要支援更新認定の申請等)

第五十四条 法第三十三条第二項の規定により要支援更新認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二・四 (略)

2 前項の申請に係る被保険者が第二号被保険者であるときは、当該被保険者は、当該申請を医療保険被保険者証等を提示して行うものとする。

3・4 (略)

(要支援状態区分の変更の認定の申請等)

第五十五条の二 法第三十三条の二第一項の規定により要支援状態区分の変更の認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。

一 氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号

二～五 (略)

2 前項の申請に係る被保険者が第二号被保険者であるときは、当該被保険者は、当該申請を医療保険被保険者証等を提示して行うものとする。ただし、市町村が当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によつて確認することができるときは、この限りでない。

3・4 (略)

(介護給付等対象サービスの種類の指定の変更の申請)

第五十九条 法第三十七条第一項の規定による指定に係る居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類の変更を同条第二項の規定により受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。

一 氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号

二～六 (略)

2 前項の申請に係る被保険者が第二号被保険者であるときは、当該第二号被保険者は、当該申請を医療保険被保険者証等を提示して行うものとする。ただし、市町村が当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によつて確認することができるときは、この限りでない。

3 (略)

(要支援状態区分の変更の認定の申請等)

第五十五条の二 法第三十三条の二第一項の規定による要支援状態区分の変更の認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二～五 (略)

2 前項の申請に係る被保険者が第二号被保険者であるときは、当該被保険者は、当該申請を医療保険被保険者証等を提示して行うものとする。

3・4 (略)

(介護給付等対象サービスの種類の指定の変更の申請)

第五十九条 法第三十七条第一項の規定による指定に係る居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類の変更を同条第二項の規定により受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二～六 (略)

2 前項の申請に係る被保険者が第二号被保険者であるときは、当該第二号被保険者は、当該申請を医療保険被保険者証等を提示して行うものとする。

3 (略)

(高額介護サービス費の支給の申請)

第八十三条の四 高額介護サービス費の支給を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

- 一 当該要介護被保険者の氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者証の番号

二 (略)

2・3 (略)

(高額医療合算介護サービス費の支給の申請)

第八十三条の四の四 法第五十一条の二の規定により高額医療合算介護サービス費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、計算期間において当該被保険者に対し介護保険を行つた市町村に提出しなければならない。ただし、令第二十二条の三第二項ただし書又は同条第三項ただし書に該当する場合にあつては、この限りでない。

- 一 当該被保険者の氏名、性別、生年月日、住所、個人番号及び被保険者証の番号

- 二 当該被保険者の合算対象者（令第二十二条の三第二項第四号に規定する合算対象者をいう。以下この条において同じ。）の氏名、性別、生年月日、個人番号及び被保険者証の番号

三・四 (略)  
2・6 (略)

(特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定)

第八十三条の六 前条の規定による市町村の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる

(高額介護サービス費の支給の申請)

第八十三条の四 高額介護サービス費の支給を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

- 一 当該要介護被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに被保険者証の番号

二 (略)

2・3 (略)

(高額医療合算介護サービス費の支給の申請)

第八十三条の四の四 法第五十一条の二の規定により高額医療合算介護サービス費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、計算期間において当該被保険者に対し介護保険を行つた市町村に提出しなければならない。ただし、令第二十二条の三第二項ただし書又は同条第三項ただし書に該当する場合にあつては、この限りでない。

- 一 当該被保険者の氏名、性別、生年月日、住所及び被保険者証の番号

- 二 当該被保険者の合算対象者（令第二十二条の三第二項第四号に規定する合算対象者をいう。以下この条において同じ。）の氏名、性別、生年月日及び被保険者証の番号

三・四 (略)  
2・6 (略)

(特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定)

第八十三条の六 前条の規定による市町村の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる

事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 (略)

二 氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号

三(五) (略)

2(6) (略)

7 要介護被保険者は、認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を受けなければならない。

一 氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号

二 (略)

8(10) (略)

(特定入所者の負担限度額に関する特例)

第八十三条の八 (略)

2 前項の規定による給付を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日及び個人番号

二(六) (略)

3(4) (略)

(高額介護予防サービス費の支給の申請)

第九十七条の二 高額介護予防サービス費の支給を受けようとする居宅要支援被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 当該居宅要支援被保険者の氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者証の番号

二 (略)

2(3) (略)

事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 (略)

二 氏名、性別、生年月日及び住所

三(五) (略)

2(6) (略)

7 要介護被保険者は、認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を受けなければならない。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二 (略)

8(10) (略)

(特定入所者の負担限度額に関する特例)

第八十三条の八 (略)

2 前項の規定による給付を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 氏名及び生年月日

二(六) (略)

3(4) (略)

(高額介護予防サービス費の支給の申請)

第九十七条の二 高額介護予防サービス費の支給を受けようとする居宅要支援被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 当該居宅要支援被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに被保険者証の番号

二 (略)

2(3) (略)

(医療保険者からの情報提供)

第一百十条

(略)

2 法第六十八条第五項に規定する医療保険者に対する情報の提供の請求は、当該医療保険者に対し、対象となる要介護被保険者等の氏名、性別、住所及び個人番号、医療保険被保険者証等の記号及び番号並びに前項第二号に掲げる事項を通知して行うものとする。ただし、市町村が前項に定める事項を公簿等によつて確認することができるときは、この限りでない。

3

(略)

(医療保険者からの情報提供)

第一百十条

(略)

2 法第六十八条第五項に規定する医療保険者に対する情報の提供の請求は、当該医療保険者に対し、対象となる要介護被保険者等の氏名、性別及び住所、医療保険被保険者証等の記号及び番号並びに前項第二号に掲げる事項を通知して行うものとする。

3

(略)

○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則（平成十一年三月三十日厚生省令第三十六号）抄（第〇条関係）

【番号利用法附則第一条第四号に定める日施行】

	改 正 案	現 行	（傍線の部分は改正部分）
	（住所地特例対象施設に入所又は入居中の者に関する届出）	（住所地特例対象施設に入所又は入居中の者に関する届出）	
第二十五条 被保険者が、法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至ったとき、又は同項の規定の適用を受けるに至つた際現に入所又は入居（以下この条において「入所等」という。）をしている住所地特例対象施設（法第十三条第一項に規定する住所地特例対象施設をいう。以下この条において同じ。）から継続して他の住所地特例対象施設に入所等をすることによりそれぞれの住所地特例対象施設の所在する場所に順次住所を変更（以下「継続住所変更」という。）したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を当該者に対し介護保険を行う市町村に提出しなければならない。	第二十五条 被保険者が、法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至つたとき、又は同項の規定の適用を受けるに至つた際現に入所又は入居（以下この条において「入所等」という。）をしている住所地特例対象施設（法第十三条第一項に規定する住所地特例対象施設をいう。以下この条において同じ。）から継続して他の住所地特例対象施設に入所等をすることによりそれぞれの住所地特例対象施設の所在する場所に順次住所を変更（以下「継続住所変更」という。）したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を当該者に対し介護保険を行う市町村に提出しなければならない。		
一 （略）	一 （略）	一 （略）	
二 氏名、性別、現住所、従前の住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）	二 氏名、性別、現住所及び従前の住所	二 氏名、性別、現住所及び従前の住所	
三・四 （略）	三・四 （略）	三・四 （略）	
五 世帯主である者についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名、性別、生年月日及び個人番号並びに世帯主との続柄（略）	五 世帯主である者についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名、性別及び生年月日並びに世帯主との続柄（略）	五 世帯主である者についてはその旨、世帯主でない者については世	
（介護給付等対象サービスの種類の指定の変更の申請）	（介護給付等対象サービスの種類の指定の変更の申請）	（介護給付等対象サービスの種類の指定の変更の申請）	

第五十九条 法第三十七条第一項の規定による指定に係る居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類の変更を同条第二項の規定により受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。

- 一 氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号

- 二・六 (略)

2 前項の申請に係る被保険者が第二号被保険者であるときは、当該第二号被保険者は、当該申請を医療保険被保険者証等を提示して行うものとする。ただし、市町村が当該第一号被保険者が医療保険加入者であることと公簿等によつて確認することができるときは、この限りでない。

- 3 (略)

(高額介護サービス費の支給の申請)

第八十三条の四 高額介護サービス費の支給を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

- 一 当該要介護被保険者の氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号  
並びに被保険者証の番号

- 二・三 (略)

(高額医療合算介護サービス費の支給の申請)

第八十三条の四の四 法第五十一条の二の規定により高額医療合算介護サービス費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、計算期間において当該被保険者に対し介護保険を行つた市町村に提出しなければならない。ただし、令第二十二条の三第

第五十九条 法第三十七条第一項の規定による指定に係る居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類の変更を同条第二項の規定により受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。

- 一 氏名、性別、生年月日及び住所

- 二・六 (略)

2 前項の申請に係る被保険者が第二号被保険者であるときは、当該第二号被保険者は、当該申請を医療保険被保険者証等を提示して行うものとする。

- 3 (略)

(高額介護サービス費の支給の申請)

第八十三条の四 高額介護サービス費の支給を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

- 一 当該要介護被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに被保險者証の番号

- 二・三 (略)

(高額医療合算介護サービス費の支給の申請)

第八十三条の四の四 法第五十一条の二の規定により高額医療合算介護サービス費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、計算期間において当該被保険者に対し介護保険を行つた市町村に提出しなければならない。ただし、令第二十二条の三第

二項ただし書又は同条第三項ただし書に該当する場合にあつては、この限りでない。

一 当該被保険者の氏名、性別、生年月日、住所、個人番号及び被保険者証の番号

二 当該被保険者の合算対象者（令第二十二条の三第二項第四号に規定する合算対象者をいう。以下この条において同じ。）の氏名、性別、生年月日、個人番号及び被保険者証の番号

三・四 （略）  
2～6 （略）

（特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定）

第八十三条の六 前条の規定による市町村の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 （略）

二 氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号  
三～五 （略）  
2～6 （略）

7 要介護被保険者は、認定証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を受けなければならない。

一 氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号  
二 （略）  
8～10 （略）

（特定入所者の負担限度額に関する特例）

第八十三条の八 （略）

2 前項の規定による給付を受けようとする要介護被保険者は、次に掲

二項ただし書又は同条第三項ただし書に該当する場合にあつては、この限りでない。

一 当該被保険者の氏名、性別、生年月日、住所及び被保険者証の番号

二 当該被保険者の合算対象者（令第二十二条の三第二項第四号に規定する合算対象者をいう。以下この条において同じ。）の氏名、性別、生年月日及び被保険者証の番号

三・四 （略）  
2～6 （略）

（特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定）

第八十三条の六 前条の規定による市町村の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 （略）

二 氏名、性別、生年月日及び住所  
三～五 （略）  
2～6 （略）

7 要介護被保険者は、認定証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を受けなければならない。

一 氏名、性別、生年月日及び住所  
二 （略）  
8～10 （略）

（特定入所者の負担限度額に関する特例）

第八十三条の八 （略）

2 前項の規定による給付を受けようとする要介護被保険者は、次に掲

げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日及び個人番号

二六 (略)

3  
4 (略)

げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 氏名及び生年月日

二六 (略)

3  
4 (略)